

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

白糠高等学校

学校保健安全法施行規則第 18 条・19 条（令和 5 年 5 月 8 日改正）

【第一種感染症】	
《病名》	《出席停止期間》
エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（SARS）、痘瘡（天然痘）、ペスト・マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、鳥インフルエンザ南米出血熱 ※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	➤ 治癒するまで

【第二種感染症】 ※飛沫感染によって、流行が拡大する可能性が高い感染症	
《病名》	《出席停止期間》
・インフルエンザ	➤ 発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで
・百日咳	➤ 特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
・麻疹（はしか）	➤ 解熱後 3 日経過するまで
・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	➤ 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
・風しん	➤ 発疹が消失するまで
・水痘（水ぼうそう）	➤ すべての発疹が痂皮化するまで
・咽頭結膜熱（プール熱）	➤ 主要症状が消失した後 2 日を経過するまで
・髄膜炎菌性髄膜炎	➤ 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
・結核	➤ 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
・新型コロナウイルス感染症	➤ 発症後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで

【第三種感染症】 ※飛沫感染ではないが、放置すれば学校で流行が拡大する感染症	
《病名》	《出席停止期間》
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性（感染性）角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎 ※その他の感染症	➤ 症状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで
・溶連菌感染症	➤ 適正な抗菌剤治療開始後 24 時間を経て、全身状態が良ければ登校可能。
・手足口病・ヘルパンギーナ	➤ 発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止。治療期は全身状態が改善すれば登校可。
・伝染性紅斑	➤ 発疹のみで全身状態が良ければ登校可。
・感染性胃腸炎	➤ 下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可。
・マイコプラズマ肺炎	➤ 急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可。

※アタマジラミ、伝染性軟属腫（水いぼ）、伝染性濃疱疹（とびひ）：出席可能